

令和5年度 保育園・認定こども園（保育部分）入園申込みのしおり

■入園の基準

(1) 保育を必要とする理由

保育園・認定こども園（保育部分）などで保育を希望される方は、保護者のいずれもが次のいずれかに該当することが必要です。

- | | | | |
|---|------------------|----|--|
| ① | 就 労 | …… | ひと月あたり 48 時間以上の就労をしていること |
| ② | 妊 娠 ・ 出 産 | …… | 母が出産又は出産予定日の前後 8 週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する場合
<small>※認定は出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日までです。</small> |
| ③ | 疾 病 ・ 障 が い 等 | …… | 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい
を有していること |
| ④ | 災 害 復 旧 | …… | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること |
| ⑤ | 介 護 ・ 看 護 等 | …… | 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護
又は看護していること |
| ⑥ | 求 職 活 動 | …… | 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること
<small>※認定は最大 3 カ月です。過去に求職活動で認定を受けた方は、再び求職活動で認定を受けられ
ません。再び認定を受ける必要がある方は、個別に市役所までご相談ください。</small> |
| ⑦ | 就 学 | …… | 教育施設に在学していること（職業訓練校等における職業訓練を
含む。） |
| ⑧ | 虐 待 ・ D V | …… | 虐待やDVのおそれがあること |
| ⑨ | 育 児 休 業 中 | …… | 育児休業を取得する前に就労で認定を受け、継続して保育を利用
していること |
| ⑩ | そ の 他 | …… | 上記に類する状態にあると認められる場合 |

(2) 教育・保育給付認定の種類

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育園、認定こども園などの施設を利用する場合には、従来の入園の手続きとは別に、「保育の必要性」の認定の手続きが必要となります。

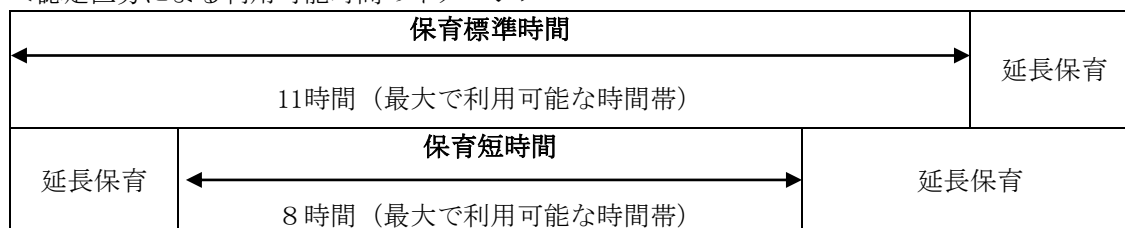
教育・保育給付認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設等
1号認定		満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園 認定こども園
2号認定	標準時間	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園
	短時間		
3号認定	標準時間	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園
	短時間		

(3) 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育を必要とする理由や状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分けて認定します。

利用可能時間のイメージ、保育必要量の認定基準は次のとおりです。

<認定区分による利用可能時間のイメージ>



※開所時間などの設定は各園で異なります。

※認定を受けた時間以外の時間帯で利用される場合は、延長保育料がかかります。

<保育必要量の認定基準>

保育を必要とする理由	利用できる時間	
	保育標準時間	保育短時間
①就労、③疾病・障がい等、⑤介護・看護等、⑦就学	月120時間以上の就労など	月48時間以上の就労など
②妊娠・出産、④災害復旧、⑧虐待・DV	○	×
⑥求職活動、⑨育児休業中の継続利用	×	○

※保育標準時間認定となることができる場合でも、保育短時間を希望された場合は保育短時間認定となります。

※上記基準により保育短時間認定となる場合でも、勤務時間・通勤時間等の関係上、短時間の時間帯以外での保育が必要と判断される場合は、保育標準時間認定になる場合があります。

■入園手続き

必ず期間中に受付してください。

1. 受付期間 令和4年10月11日(火)～10月21日(金) (土日を除く)

2. 受付場所 各保育園・認定こども園

- (1) 入園を希望する園又は市役所こども課で入所申込書等の交付を受けて、下記提出書類を受付期間内に第1希望の園に提出してください。
- (2) 市外の保育園等へ入園希望の場合は、市役所こども課の窓口で受付します。

3. 提出書類(上記受付期間に提出するもの)

- 保育所等入所申込書 (ピンク色の用紙) (第3ページの記入上の注意参照)
- 教育・保育給付認定申請書
- 保育を必要とする理由を確認する書類 (父母それぞれ1部ずつ)
 - ・就労証明書 (就労の場合) (2人目以降はコピーで可)
 - 就労証明書は、原則、紙での配布を行っておりません。
 - 勤務先の会社の担当者に作成を依頼していただき、紙で印刷し、提出願います。
 - 詳細は別紙「就労証明書の様式ダウンロードと印刷について」を参照ください。



←就労証明書を含む各種様式についての市HP QRコードはこちらから
各種様式ダウンロードや記載例の閲覧ができます。
「魚津市 保育園等に関する各種様式」で検索可能
URL <https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=15500>

・状況報告書 (就労以外の場合)

- 家族状況表
- 個人番号 (マイナンバー) 申告書 (第3ページの記入上の注意参照)
- 【該当児童のみ】 【該当申出書】 在宅障がい児 (者) のいる世帯
 - 在宅障がい児 (者) のいる世帯である場合のみ
- 【該当児童のみ】 魚津市保育料口座振替納付依頼書
 - 市内公立保育園 (0～5歳児全員)、市外私立保育園 (0～2歳児) を入園希望する場合のみ (複写式用紙の「市役所用」に金融機関で証明印を押してもらったもの)
- 【該当児童のみ】 勤務先が発行する収入が分かる書類
 - 日本に住所がない保護者のみ
 - ※該当者はこども課までご相談下さい。
 - ※海外にお住まいの方は、保育料を算定するための市民税額が分からないため、勤務先の給与証明書 (外国語の場合は、日本語訳付き) を提出してもらいます。



←入園手続きについての市HP QRコードはこちらから
「魚津市 入園」で検索可能
URL <https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=3200>

4. 入園までの流れ

- ① 第1希望の園又は市役所こども課で入所申込書類一式をもらいます。
- ② 第1希望の園で、入園するお子さんと一緒に来園のうえ、入所申込書類一式(添付書類含む)を提出し、申込みしてください。
- ③ 保護者の希望などを踏まえて市が利用調整し、利用できる園が決まります。
※第1希望の園に入園できない場合は、1月末までに連絡します。連絡が無い場合は第1希望の園に内定しています。
- ④ 入園月の前月末までに、園を通して各種通知書をお渡しします。

保育所等入所申込書の記入上の注意

保護者は、次の点に注意して記入のうえ、入園希望の園に提出してください。

(太線内、提出日を記入)

- (1) 「入所児童」の欄には、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- (2) 「入所を希望する施設名」は希望する順に施設名を記入し、また、その園を希望する理由(例えば、既に兄弟が入園しているため、延長保育を実施しているため、距離が近いため等)を記入してください。
- (3) 「保育の利用を希望する期間」には、小学校就学始期に達するまでの次の(4)の保育を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。
- (4) 保育園・認定こども園(保育部分)へ入園できる基準は、この入園申込みのしおり第1ページに掲げるような場合に限られます。

※ 記入の際は、黒か青のペン又はボールペンを使用し、楷書ではっきりと記入してください。

※ 記入していただいた個人情報、保育園・認定こども園入園及び保育の実施の際に使用するものであり、他の目的に使用することはありません。

個人番号(マイナンバー) 申告書記入上の注意

番号制度の導入により、個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。必要事項を記入した個人番号(マイナンバー)申告書と次の(4)の書類を専用封筒に封入のうえ提出してください。

- (1) 表面と裏面の太枠内と、裏面の提出日を記入してください。
- (2) 申告者氏名は、「教育・保育給付認定申請書」の「保護者氏名」と同じ氏名を記入してください。
- (3) 入所児童の世帯員全員を記入してください。(住民票で別世帯の方を含め同居者全員を記入してください。)(別居の保護者や別居の子も記入してください。)
- (4) 申告者の個人番号のわかる書類と申告者の顔写真つき身分証明書等のコピーを同封してください。詳しくは個人番号(マイナンバー)申告書をご覧ください。

提出に際しての注意

- (1) 記入もれはないか、諸証明、添付書類があるかを再度確認してください。届出記載内容に著しい虚偽があった場合、諸証明等が事実と相違することが判明した場合は、たとえ入園承諾後であっても退所していただくことがあります。
- (2) 同一家庭から2人以上の児童が同時に入園を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。ただし、就労証明書の2人目以降はコピーで構いません。
- (3) 入所申込書は、家庭事情を説明できる方が持参のうえ、第1希望の園へ提出してください。
- (4) 新しく入園を希望される場合は、その児童を同伴してください。

その他

- (1) 保育園・認定こども園(保育部分)の入園については、
 - ・ 保育園・認定こども園(保育部分)へ入園できる基準に該当しないために入園が認められない場合
 - ・ 希望者が多数いるため希望する保育園・認定こども園へ入園できない場合
 - ・ 保育を必要とする該当理由により保育の利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知ください。
- (2) 受付期間内に申込みされた4月入園児童の入園承諾書の通知については2月中旬、保育料決定通知については3月下旬を予定しています。(事情により通知時期がずれる場合があります。)

- (3) 入園承諾された方でも、父母の退職等により家庭での保育が可能になった場合は、退所の手続きをしてください。（毎年、入園児童世帯の現況が入園当初の保育を必要とする理由が継続し、入園基準を満たしているかを確認します。）
- (4) 求職活動中により入園承諾された方でも、就職状況により家庭での保育が可能な場合は、退所の手続きをしてください。（随時調査を実施します。）
- (5) 入園申込み事項に変更があった場合は、入園希望の園又は市役所こども課保育係までご連絡下さい。
- (6) 家族状況表は、入園を承諾する際の参考とさせていただきますので、詳しく記入のうえ、入所申込書と一緒に提出してください。
- (7) 保育料については、令和5年8月分までは令和4年度市町村民税所得割額を、令和5年9月分からは令和5年度市町村民税所得割額をもとに算定します。
- (8) 保育料・副食費は、利用する施設により納付先・納付方法が異なります。

◆保育料(2号・3号のうち0～2歳児)

- ・市内公立保育園・市外私立保育園：魚津市へ納付します。
口座振替により指定口座から毎月15日(休日の場合は翌日)に引き落とされます。
指定金融機関は魚津市内に支店・本店のある金融機関です。
- ・市内公立保育園・市外私立保育園以外の園：納付方法等については各園にお問い合わせください。

◆副食費(2号のうち3歳児以上)

- ・市内公立保育園：魚津市へ納付します。
口座振替により指定口座から毎月15日(休日の場合は翌日)に引き落とされます。
指定金融機関は魚津市内に支店・本店のある金融機関です。
- ・市内公立保育園以外の園：納付方法等については各園にお問い合わせください。

入園募集を行う魚津市内保育園・認定こども園

	園名	定員 (2号・3号認定)	住所	電話	開所予定時間
公立 保 育 園	道下保育園	90	緑町1-30	23-9179	午前7時00分から午後7時まで
	青島保育園	140	青島195-9	23-9171	午前7時00分から午後7時まで
	経田保育園	110	経田西町1-32	23-9170	午前7時00分から午後6時まで
	片貝保育園	30	島尻818	32-9005	午前7時30分から午後6時まで
私立 認 定 こ ど も 園	保育所型認定こども園 川原保育園	55	双葉町4-3	22-0543	午前7時00分から午後7時30分まで
	保育所型認定こども園 魚津第二こども園	160	新金屋2-13-2	22-1301	午前7時00分から午後7時まで
	幼保連携型認定こども園 吉島保育園	148	吉島729	22-0802	午前7時00分から午後7時まで
	幼保連携型認定こども園 かづみ認定こども園	140	吉島132	22-6351	午前7時00分から午後7時まで
	幼保連携型認定こども園 ほんごうこども園	110	本江1390-3	24-4600	午前7時00分から午後7時まで
	幼保連携型認定こども園 天神保育園	70	東尾崎5471-1	31-7585	午前7時00分から午後7時まで
	幼保連携型認定こども園 魚津こども園	68	本町1-4-9	22-0469	午前7時00分から午後7時30分まで
	幼保連携型認定こども園 魚津にじいろこども園	120	住吉251	22-1378	午前7時00分から午後7時まで

- ※ 園名、定員及び開所予定時間については、令和4年度のものであり、変更となる場合があります。
- ※ 乳児(0歳児)については、すべての保育園・認定こども園で対応します。
(延長保育は、別途申込みが必要です。)
- ※ 松倉保育園、野方保育園については、令和5年度の入園募集を行いません。

*****詳しくは下記にお問い合わせください。*****

魚津市役所民生部こども課保育係 ①番窓口
魚津市釈迦堂一丁目10番1号 電話 23-1079 (直通)